

ゴーイングサービス（緊急時安否確認事業）
実施要綱

1. 目的

この事業は、在宅高齢者等の緊急時における安否確認を行うことにより、本人及びその家族の精神的な不安を解消するとともに、安心した地域生活の継続に向けた支援を行うために、必要な事項を定めるものである。

2. 対象者

この事業の対象者は次のとおりとする。また、この事業における本人とは、市内在住の 65 歳以上または、心身に障害を有する者をいう。

- ① 独居中である本人の家族
※本人の近隣に身内等の親族がない場合
- ② 本人と同居中であるも、就労等により日中は不在となる家族
- ③ その他、熊野市社会福祉協議会会長が必要と認める者

3. 事業の内容

この事業は、独居や家族の不在等の理由で、緊急時に安否確認が必要な方に対して、次の内容を実施する。

- ① 家族からの電話等の受付による自宅訪問
- ② 本人の状態に応じた、救急搬送要請
- ③ 家族に対する訪問状況の報告

4. 訪問者

この事業は、次の者が訪問する。また、訪問者には別紙 1 に掲げる研修を実施する。

- ① 熊野市社会福祉協議会職員
- ② 地区社会福祉協議会及び福祉委員
- ③ 該当地区における熊野市民生委員児童委員

5. 実施日及び訪問時間

この事業の実施日及び訪問時間は次のとおりとする。

- ① 平日（祝日含む）の 9:00～17:00
※12/29～1/3 の期間は休業

6. 利用料

無料

7. 利用の申込み

原則として、様式 1 にて事前に申込みを行うものとする。

但し、逼迫した場合等においてはこの限りでなく、必要情報を聞き取りの上訪問することとし、申請書については改めて提出を求めるものとする。

※家族同意の上で、担当ケアマネジャー等の関係機関からの申込みも可能とする。

8. その他

当事業は早急に安否確認が必要な状況において、家族の代行を行うものである。あくまでも一時的な安否確認であり、定期的な見守り等の訪問は含まない。また、訪問状況の報告以降における本人への対応は、家族で行うものとする。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。